山口県看護職員確保対策事業費補助金対象経費の考え方

（看護教員養成講習会事業）

|  |
| --- |
| 【対象経費】  　当該年度に受講し、養成所が負担する受講料（入学金、編入料、授業料、履修登録料、教育充実費、スクーリング受講料等）  　　※　入学検定料、テキスト代、実習時の保険金、旅費・宿泊費等は含まない。 |

１　入学金、編入料

　○　当該年度の受講に係る入学金および編入料

　　※　支払が前年度〆切の場合も含む。

２　授業料

　○　当該年度の開講に係る授業料

　　※　支払が前年度〆切の場合も含む。

　※　教科書代については、教科書がないと講義が受けられない場合、開講側が購入を指定した物に限る。

３　実習費

　○　当該年度の開講に係る実習費

　　※　開講側が実習費として徴収するものに限る。

　　※　実習時の保険金、実習先への交通費や宿泊費は対象外。